

1. ついで主はモーセに告げて仰せられた。
2. 「イスラエル人の全会衆に告げて言え。
あなたがたの神、主であるわたしが聖であるから、あなたがたも聖なる者とならなければならない。
3. おのおの、自分の母と父とを恐れなければならない。
また、わたしの安息日を守らなければならない。
わたしはあなたがたの神、主である。
4. あなたがたは偶像に心移してはならない。
また自分たちのために鑄物の神々を造ってはならない。
わたしはあなたがたの神、主である。
5. あなたがたが主に和解のいけにえをささげるときは、
あなたがたが受け入れられるように、それをささげなければならない。
6. それをささげる日と、その翌日に、それを食べなければならない。
三日目まで残ったものは、火で焼かななければならない。
7. もし三日目にそれを食べるようなことがあれば、それは汚れたものとなって、受け入れられない。
8. それを食べる者は咎を負わなければならない。
主の聖なるものを汚したからである。
その者はその民から断ち切られる。
9. あなたがたの土地の収穫を刈り入れるときは、畑の隅々まで刈ってはならない。
あなたの収穫の落ち穂を集めてはならない。
10. またあなたのぶどう畑の実を取り尽くしてはならない。
あなたのぶどう畑の落ちた実を集めてはならない。
貧しい者と在留異国人のために、それらを残しておかななければならない。
わたしはあなたがたの神、主である。
11. 盗んではならない。
欺いてはならない。
互いに偽ってはならない。
12. あなたがたは、わたしの名によって、偽って誓ってはならない。
あなたの神の御名を汚してはならない。
わたしは主である。
13. あなたの隣人をしいたげてはならない。
かすめてはならない。
日雇人の賃金を朝まで、あなたのもとにとどめてはならない。
14. あなたは耳の聞こえない者を侮ってはならない。
目の見えない者の前につまづく物を置いてはならない。
あなたの神を恐れなさい。
わたしは主である。

15. 不正な裁判をしてはならない。
弱い者におもねり、また強い者にへつらってはならない。
あなたの隣人を正しくさばかなければならない。
16. 人々の間を歩き回って、人を中傷してはならない。
あなたの隣人の血を流そうとしてはならない。
わたしは主である。
17. 心の中であなたの身内の者を憎んではならない。
あなたの隣人をねんごろに戒めなければならぬ。
そうすれば、彼のために罪を負うことはない。
18. 復讐してはならない。
あなたの国の人々を恨んではならない。
あなたの隣人をあなた自身のように愛しなさい。
わたしは主である。
19. あなたがたは、わたしのおきてを守らなければならない。
あなたの家畜を種類の異なった家畜と交わらせてはならない。
あなたの畑に二種類の種を蒔いてはならない。
また、二種類の糸で織った布地の衣服を身に着けてはならない。
20. 男が女と寝て交わり、その女が別の男に決まっている女奴隷であって、
まだ全然贖われておらず、自由を与えられていないなら、彼らは罰せられる。
女が自由の身でないので、彼らは殺されない。
21. その男は、主への罪過のためのいけにえとして、
罪過のためのいけにえの雄羊を会見の天幕の入口の所に持って来る。
22. 祭司は、彼の犯した罪のために、その罪過のためのいけにえの雄羊によって主の前で彼の贖いをする。
彼はその犯した罪を赦される。
23. あなたがたが、
かの地に入って、どんな果樹でも植える時、その実はまだ割礼のないものとみなさなければならぬ。
三年の間、それはあなたがたにとって割礼のないものとなる。食べてはならない。
24. 四年目にはその実はすべて聖となり、主への賛美のささげ物となる。
25. 五年目には、あなたがたはその実を食べることができる。
それはあなたがたの収穫を増すためである。
わたしはあなたがたの神、主である。
26. あなたがたは血のついたままで何も食べてはならない。
まじないをしてはならない。
ト占をしてはならない。
27. あなたがたの頭のびんの毛をそり落としてはならない。
ひげの両端をそこなってはならない。
28. あなたがたは死者のため、自分のからだに傷をつけてはならない。
また自分の身に入墨をしてはならない。

わたしは主である。

29. あなたの娘を汚して、みだらなことをさせてはならない。
この地がみだらになり、この地が破廉恥な行為で満ちることのないために。
30. あなたがたは、わたしの安息日を守り、わたしの聖所を恐れなければならない。
わたしは主である。
31. あなたがたは霊媒や口寄せに心を移してはならない。
彼らを求めて、彼らに汚されてはならない。
わたしはあなたがたの神、主である。
32. あなたは白髪の前では起立し、老人を敬い、またあなたの神を恐れなければならない。
わたしは主である。
33. もしあなたがたの国に、あなたといっしょに在留異国人がいるなら、彼をしいたげてはならない。
34. あなたがたといっしょの在留異国人は、
あなたがたにとって、あなたがたの国で生まれたひとりのようにしなければならない。
あなたは彼をあなた自身のように愛しなさい。
あなたがたもかつてエジプトの地では在留異国人だったからである。
わたしはあなたがたの神、主である。
35. あなたがたはさばきにおいても、ものさしにおいても、
はかりにおいても、分量においても、不正をしてはならない。
36. 正しいてんびん、正しい重り石、正しいエパ、正しいヒンを使わなければならない。
わたしは、あなたがたをエジプトの地から連れ出した、あなたがたの神、主である。
37. あなたがたは、わたしのすべてのおきてとすべての定めを守り、これらを行ないなさい。
わたしは主である。」

説教

レビ記 19 章は「イスラエルの全会衆に告げて言え」(2)とあるように、聖なる神の民とされたイスラエルなら誰でも守らなければならない戒めを教えたものです。これは、前章の姦淫を禁ずる 18 章と、続く 20 章の教えとを合わせて、それまで教えられてきた一連の儀式に於いて罪を贖われて神の聖なる民とされたイスラエルが、この世に於いてどのように生活すべきであるかを具体的に教えたものです。その内容は、彼らの信仰生活から家庭生活、農作業、労働のあり方に至るまで実に多様です。しかし、このような生活が聖なる神の民にふさわしい「きよい聖なる生き方」ということになります。神の民が生きるべき聖なる生き方とは、具体的にはこのような生き方なのです。それはこの世とは完全に区別された新しい生き方ということにもなります。一連の内容を総括すると、それは一言で言えば「神と人を愛する」生き方ということになり、要するに、私たちが毎主日ごとに唱えている「十戒」に集約されます。「十戒」を憲法にたとえると、一つ一つの規定は、そこから具体的に展開していく各種の法律ということになるでしょう。

まず 3 節から 8 節では、神を愛するあり方が教えられます。それは、自分の父と母とを恐れること(3)、神さまの安息日を守ること(3)、偶像に心を移し(直訳は「向く」)偶像を造ってはならないこと(4)、そして、和解のいけにえを正しく食べること(5~8)が、それぞれ教えられます。つまり、神さまを愛するとは、具体的には、自分の父と

母を恐れ、安息日を守り、偶像に向かず、いけにえを正しくささげることに他なりません。

9~10節では、収穫をする際に、「畑の隅々まで刈ってはならない」こと、「落ち穂を集めてはならない」ことが教えられます。ぶどう畑に関しても同じで、収穫の際に「落ちた」穂や実は「貧しい者と在留異国人のために、それらを残しておかなければならない」と教えられます。こうして、貧しい者への神さまの御配慮が啓示されます。このような規定は、どんなに貧しい者にも生存権を保障する古代の生活保護規定(生活保護法)です。今からおよそ3,500年も昔にこのような規定が既にあったということ自体驚きですが、これが御心でした。

さらに、11~12節を見ると、定められた通りに貧しい者を配慮せず、自分のことしか考えないで、我欲を貪る者を厳しく糾弾するかのよう、「盗むな、欺くな、(神さまのみこころをちっとも行わないくせに偉そうに神に仕えるなど)偽りの誓いを立てて神の御名を汚すな」と人目につかぬ詐欺行為が禁じられ、13,14節では、あからさまに、隣人を虐げたり、かすめ奪うことが禁じられます。そして、(日銭で何とかかろうじて日々の生計を立てている)日雇い人夫への賃金の支払いを翌日まで延ばしてはならないと教えられ、さらには、耳の聞こえない、あるいは目の見えない障害を持つ者を侮ることが禁じられます。そしてその際、「あなたの神を恐れなさい」(14)と、その気になればいつでもイジメることのできる社会的弱者を馬鹿にする者に対する、神のさばきが示唆されます。

15~16節では、弱者にも強者にも与しない正しい裁判が命じられ、隣人を殺すために中傷して歩き回ることが禁じられます。

17~18節では、心の中で身内の者(直訳は「兄弟」)を憎むことが禁じられ、むしろ懇ろに戒めることが命じられます。復讐と怨恨も禁じられ、むしろ隣人を自分自身のように愛することが命じられます。隣人を自分自身のように愛するよという教えは、在留異国人への虐げを禁じる33~34節でも命じられます。「あなたは彼をあなた自身のように愛しなさい。」(34)そこでは、イスラエルの民たち自身がかつてエジプトで異国人としての辛い日々を過ごしたことを思い出しながら、同じく現在辛い状況にある在留異国人のことを、我が身のように大切にしよう命じられるのです。ですから、元来、旧約の文脈によると、「あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ」の意味は、最近よく言われるような、まず自分を愛して、それから他人を愛するというような、いかにも近代的な自己肯定の意味ではありません。単純に理解すれば、自分が憎いと思うような相手、あるいは在留異国人のように、ともすれば差別し、足蹴にし、あるいは人間扱いしなくなる、場合によっては物や虫けらのように扱いたくなるような相手を、自分と同じ「人」として扱いなさい、という意味です。相手も自分と同じ「人」なのだ、ということです。神さまに造られ、愛され、生かされている、かけがえのない、一人の、大切な人格なのだ、ということです。あなたは人でしょう、虫けらじゃないでしょう、物でもないでしょう、この世のゴミや屑でもないし、いてもいなくてもいいような存在じゃないでしょう、人間ですよ、大切な、人です、死んでしまえば誰かが悲しむ、かけがえのない、大切な人間じゃないですか。それと同じように、その人も人間なのです。たとえからだや心に障害を持っていても、外国人であっても、あるいは、自分が憎くて仕方がない人間であったとしても、でも、その人も人間です。神さまに愛されている人間です。神さまに望まれ、いのちを与えられ、生かされている、かけがえのない人格なのです。虫けらじゃない、物でもない、ゴミでもない、人間なのです。だから、あなたと同じ人として「愛しなさい」、それが「あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ」の意味です。このため、後に、イエスさまは、このみことばの本質的な意味を説き明かして、「あなたの敵を愛しなさい」とか、「わたしがあなたがたを愛したように、そのようにあなたがたも互いに愛し合いなさい」と言われたのです。

19節では、家畜と農作物の交配が禁じられ、20~22節では、他人の財産(奴隷)に損害を与えた場合の賠償が規定され、23~25節では、果樹を植える際には、三年間待って、四年目にまず神さまに初穂を捧げてから五年目以降の実を収穫して食べることが教えられます。35~36節では、正しい秤を用いて商売をするよう命じられます。

26 節から 32 節では、再び神を愛するあり方が教えられます。これらはすべて異教社会に於ける慣習とは全く異なる生活のあり方です。神の民は、誰の目にも明らかに、次の点でこの世のあり方とは全く異なる生き方をしなければならぬというわけです。まず、血のついたままのものを食べてはなりません(26)。まじないや占いをしてはなりません(26)。霊媒や口寄せに心に向けてはなりません(31)。神のことばだけに聞き従わなければなりません。霊媒や口寄せを求める時、彼らに「汚されて」悪魔と悪霊に支配され、神さまに呪われます。また、異教の礼拝者に見間違われぬよう、頭の両側の毛や髭の両端を剃り落としてはならず(27)、体に入れ墨をしたり、葬式の際に自分の体を傷つけることが禁じられます(28)。そして、この世の異教徒たちがやっているように、自分の娘を、神殿娼婦にしたり、売春宿に売って、みだらなことをさせてはならない(直訳は「姦淫させてはならない」と命じられます(29)。そうして、あらためて安息日を守ることが教えられ(30)、老人を敬い神を恐れることが教えられるのです(32)。

おおよそ以上が神と人を愛する「聖なる」生き方です。

節目ごとに全部で 14 回(完全数 7 の二倍)「わたしが主である」と宣言されます。「主 hw"hy>」とは「永遠の存在者にして万物の創造主」の意味です。世には神々と呼ばれるものが無数にあり、多くの慣わしやしきたりが無数にあっても、「わたしが主である」と言われます。これがこれら一つ一つの戒めの基礎になります。人が勝手に解釈改憲できないのです。そうしたければしてもいいけれど、そうすれば、必ず神さまの厳しいさばきを受けます。神さまは死んだ神ではない、生きておられるからです。永遠に生きておられ、万物を動かし、いのちを与え、審判なさる唯一まことの神さまです。その神さまが、一つ一つの戒めを力強くお命じになるのです。聖なる者となるよう私たちにお命じになるのです。

「イスラエル人の全会衆に告げて言え。

あなたがたの神、主であるわたしが聖であるから、あなたがたも聖なる者とならなければならない。

キリストの血により罪贖われて聖なる者とされたみなさんは、いよいよ聖なる者となって、ひとつひとつ聖なる歩みをなして、この罪の世に神の栄光をあらわして生きていかれるよう、心から祈ります。